

首都圏中央連絡自動車道 柳橋高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告(説明書)3-1. 競争参加資格(5)	求められる施工実績のうち、①同種工事 b)「多軸式特殊台車架設工法により支間長30m以上ある鋼桁橋を架設した工事」について、多軸式特殊台車で架設した桁長が30m以上であれば支間全長を架設していなくても実績として認められるでしょうか？(例:支間長60mのうち、50mを多軸式特殊台車で架設した場合)	入札公告(説明書)3-1.(5)に基づき、貴社でご判断ください。
2			
3			
4			
5			